

香川県条例第25号

香川県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革の推進のための事業を円滑に実施するため、香川県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年12月31日限り、その効力を失う。